

○安達澄君 無所属の安達澄です。どうぞよろしくお願いいたします。

割賦販売法案の話の前に、一つ、新型コロナウイルス関連の質問をさせていただきます。企業の内部留保についてです。

自助、共助、公助といいますけれども、本当に困っている、そういう方々を助ける人であったり会社であったり事業者、それこそ公助で、しっかり国で支えるべきだというふうに思うんですけれども、一方で、内部留保を潤沢にためてしっかり持っている企業はどうかという話であります。

まず求められるのは自助だと思います。国の財源には限りがあります。内部留保の話はずっと言われ続けてきていますけれども、財務省の資料によると、二〇一八年度で四百六十三兆円、現預金で約二百六十兆円というふうに言われております。経団連は三月三十日に緊急提言として、政府に対する要望であったり経済界の取組についていろいろと述べられていますけれども、かなり要望ばかりが目立つと。雇調金に関する活用の話とかは出てくるんですけれども、一方で、内部留保の活用といった話は全く出てきません。

自民党の甘利税調会長が三月末の党内の会合で、その企業側の内部留保についてやはり活用をとという話をされたというふうに報道で私は聞いております。株主とか投資家も、今は配当よりも雇用を、短期的な利益追求よりも社会的な課題解決をとというふうに優先順位をシフトしています。

そこで、ちょっと大臣にお聞きしたいんですけれども、こういった経済界等に対して、今その内部留保が潤沢にあるところは、今それこそそういうものを有効に活用すべきだ、活用してほしいといったようなお話とかはされているんでしょうか。

○国務大臣（梶山弘志君） 新型コロナウイルスの感染症の拡大によりまして経済も大きな影響を受けている中にありまして、多くの大企業においても売上げ等の大幅な減少に直面しており、各企業が自らの経営資源を活用しながら現在の危機的な状況に対処しているものと認識をしております。

今その内部留保のお話がありましたけれども、この危機が顕在化してから何度となく、経団連、経済同友会、そして日商、さらにはまた労働界、連合の代表も含めて、こういう雇用を維持してほしいというお願いをしております。そして、それぞれに、一堂に会して会う場合もありますし、それぞれにお願いをする場合もありますけれども、合わせてもう数回、四、五回ぐらいにお願いをしているということでありまして、まずは雇用を守ってほしいと、そして自助のところで雇

用を守っていただきたいと。そして、中小企業も守っていただきたいと。大企業が発注をして向こうが受注をする、その支払も早くしていただきたい、また無理な条件を付けないでくれということも含めて、併せてお願いをしているところでもあります。

そういったものに関してもし個別の例が聞こえるようであれば、しっかりと、それはしっかりとまた注意喚起をしてまいりたいと思いますし、できる限り、やはりまずは大企業は大企業で、そして中小企業も逆にその傘の中に入れてかばっていくというような姿勢でこの危機を乗り越えたいと思っております。

○安達澄君 いざという時のためにためてきた内部留保を活用して、まずは自助、それでどうしても難しいときにこそ積極的な共助や公助だというふうに思います。限られた貴重なお金をまず回すべきは本当に助けを必要としている方だと思いますので、この時期に短期的利益を追求する経営者はいないとは思いますが、どうもちょっと、その経団連の提言を見ていてちょっと疑問に思うところがありましたので、質問をさせていただきました。

先ほどからちょっと話題に出ています持続化給付金ですけど、これはちょっと私のお話として、今、私、地元の大分の事務所で、まさにやっぱりその給付金の手続いろいろ困っている方々いらっしゃるので、今事務所でいろいろお手伝いをさせてもらっています。もう来ていただいて、入力作業を手伝ったりとかですね。やはり非常に評判はいいです。もう条件が非常に明確ですし、用意するものも少ないですし、しかも何にでも使えると。しかも、それが二週間後には振り込まれるということで、非常にいいと思います。

ただ、やはり先ほどもちょっと話に出ましたが、五〇%行かないとやはりもらえないとか、幾つか改善していただけたところはあるかと思っておりますので、是非こういう分かりやすい使いやすいお金を経産省さんの方もこれからもどんどん用意していただければなというふうに思います。

本題の割賦販売法案についてお聞きいたします。

先ほど、午前中も、ちょっと質問かぶるところがあるんですけど、今回の法案と経済産業省が昨年度から推進中のキャッシュレス・消費者還元事業、これとの関連性を教えていただけますか。

○副大臣（松本洋平君） キャッシュレスの推進でありますけれども、消費者の利便性向上、店舗の効率化、売上げ拡大、データ利活用の促進に資する重要な取組でありまして、これらを推進するために、店舗、消費者双方に対してキャッシ

キャッシュレスの利用を促進をしているところであります。

こうしたキャッシュレスの利用が増加をする中におきまして、今回の割賦販売法の改正法案は、少額の分割後払いサービスの登録制度の創設など、新たな決済テクノロジーやサービスの登場などに対応した対応を講ずるということ、また、キャッシュレス決済の主要な担い手でありますQRコード決済事業者などをクレジットカード番号などの適切管理の義務対象に追加をし、キャッシュレス決済を利用する消費者の保護を強化することとしているものであります。

このように、今回の割賦販売法改正法案は、安全、安心なキャッシュレス決済を後押しをすることにもつながるものであり、この法案に基づいて多様な決済手段を安全、安心に利用できる環境を整備しながら、キャッシュレスの推進に向けた取組を行ってまいりたいと存じます。

○安達澄君 今回のコロナ禍で、日本の社会が情報通信技術、ICTの分野で、台湾や韓国など世界と比べるとやっぱり大きく後れを取っているということがよく分かりました。セキュリティーやプライバシーの問題に十分留意しつつも、キャッシュレスを含むICTやデジタル戦略の強化、立て直しが重要だというふうに思います。

ただ、非常に重要にもかかわらず、必ずしもエビデンスに基づかずに場当たり的、時にはちょっと、えいやっというふうに決められてしまっている政策も多いんじゃないかと、散見されるなと思っております。その一つがそのキャッシュレス推進の政策ではないかと私は思っています。

梶山大臣も二月十二日の衆議院の予算委員会で、当初の想定が甘かったと答弁されていましたが、キャッシュレス推進に関してですね。昨年、二〇一九年度は、当初は二千七百九十八億円の予算だったわけですが、それが足りないということで、急遽千四百九十七億円もの補正予算が計上されました。

一体、元々のその積算根拠は何だったのか。それを決めた当時の世耕大臣はその根拠の数字を出しますというふうに答弁をされていたんですけども、その積算根拠を教えてくださいませんか。

○政府参考人（藤木俊光君） お答え申し上げます。

平成三十一年度の当初予算額は、このポイント還元事業につきましては二千七百九十八億円ということでございます。これを算定するに当たりましては、対象となる中小・小規模事業者の売上高、これは統計で把握できるわけですが、これを把握した上で、それぞれこういった事業についてどの程度の中小・小

規模事業者の方が参加していただけたらという見込み、それから、こういった事業によってキャッシュレス比率がどれくらい伸びるかという見込み、こういった見込みに関しましては、決済事業者等への聞き取り、これを複数社というか二十社近く実施いたしまして、そういったようなものを基に当初予算の積算を行ってございます。この当該予算計上時において入手可能な情報に基づいて計算したものであるということでございます。

一方で、これも委員御案内のとおり、ポイント還元事業、消費者の行動に関わるものでございまして、実際に消費者の方がどれくらい使われるかということで、当然上振れも下振れもしてくるということでございます。十月の事業開始後、様々な執行状況を分析したところ、一つは参加店舗数が当初想定に比べてかなり多いということでございます。

そういったようなこともございまして、三十一年度当初予算では不足するということが見込まれたために、事業を切れ目なく実施するという事で補正予算千四百九十七億円を措置したところでございます。

具体的に一個だけ申し上げますと、参加店舗数については、当初約五十万店の参加ということであったわけですが、その後、これ倍以上に膨らみまして、現在、足下で百十四万店の参加ということで、これに伴って還元額も増えているということであると考えております。

○安達澄君 ホームページにもいろいろと公表はされているかと思いますがけれども、今年三月に国会図書館がEBPM、エビデンス、数字に基づく政策形成をテーマに調査報告書を出しております。その中で、経済産業省の政策の中ではキャッシュレスと、あと、ものづくり補助金を取り上げています。今日はちょっとキャッシュレスの話はしますが、非常に厳しい評価がされています。

元々は、二〇一九年度の概算要求で三十億円を使ってキャッシュレスの実証事業、これが目的だったわけですがけれども、急遽消費税引上げに伴う需要変動の平準化、そのための特別措置として先ほどの二千七百九十八億円が一気に追加されました。

政策の目的が変わり、金額も一気に百倍になったにもかかわらず、目標とする指標、KPIは変わらずで、キャッシュレスの決済比率が四〇%達成と。そもそも、この四〇%達成という目標自体も根拠が曖昧として、そのほかも含めですけれども、EBPMの観点から問題があると国会図書館のレポートは指摘をしております。

今年度は更に補正予算も追加されて、このキャッシュレス事業は総額で七千八百億円近くの事業になるかと思っております。

梶山大臣は、以前、内閣府特命担当大臣のときはこのEBPM推進の責任者でもいらっしゃいました。そして、今年、経産省でもこのEBPMの推進、確立のための予算、これを五千万円計上されていますけれども、このキャッシュレス推進の政策に対して国会図書館の厳しい指摘、梶山大臣はどのように受け止めていらっしゃるか、教えていただければ。

○国務大臣（梶山弘志君） 以前、内閣府特命担当大臣で行革担当ということで、EBPMの導入をどう図っていくかということで仕事をさせていただきました。そして、各省庁にEBPMを導入する仕組みをつくるのと同時に、行政評価の中でテストケースとして幾つかの事業を選ばせていただいて、それを評価をしていくという仕事をさせていただいたということで、やはりエビデンスを重視をしてしっかりと立てていくことは重要であるなど改めて思うことと併せて、やはりこれも少し見込み違いはありましたけれども大きなデータではあると思っておりますので、今後、この政策立案に当たっては、こういったデータを改めて取り直すんじゃなくて、こういった政策の評価でしっかりとデータというものをためながらKPIを立てて、しっかりと数値目標を立てながら実行していかなければならないなと思っております。

補正予算で多くの予算をもう一回積ませていただいたということで、予算という点では少し甘かったという表現もさせていただきましたし、ただ、これからキャッシュレスというのは世界の中での潮流であると思えますし、日本が遅れないように、また、そこに新たなビジネスが生まれる可能性もあるという中で、しっかりと推進をしてまいりたいと思っております。

○安達澄君 当時の大臣でした世耕大臣も、やはりEBPMという点でこのキャッシュレスについてはしっかりと検証していくとおっしゃっていましたので、是非私もその辺をしっかりと検証、見ていきたいと思っております。

最後になりますけれども、ちょっと話はがらっと変わりますけど、四月の七日の閣議決定を受けて、四百六十六億円ものお金を掛けて配布されている安倍総理肝煎りのこのマスクですけど、これ、私も洗って毎日着けております。でも、本当不思議なのが、国民のために四百六十六億円のお金を掛けた安倍総理肝煎りのマスクなのに、この委員会室の中もそうですし、安倍総理を支える閣僚の方々もこのマスクをしている方をほとんど見ません。町中でも全く見ません。国民の不安がぱっと消えるはずだったのに、この様子だと、実は国民の誰も必要としていなかったのではないかと、一体何を根拠に、エビデンスは何だったのかと

思わざるを得ないなと思っております。

余談ですけれども、四百六十六億円あれば、今回のようなこの緊急事態のときには、それこそ病院船とかも建造できますし、数年分の維持費もあるぐらいの金額であります。民間は、仮説と検証、P D C Aを繰り返しています。そんな中、国はどうなのかということで、誰も何も言えなかったでは済まされる問題ではないと思います。

キャッシュレスについては、一旦、六月で消費者還元事業が終了します。是非その効果は検証していただきたいのと、そして、やっぱりE B P Mに造詣が深い梶山大臣も、是非国民の不安がぱっと消える、マスクもそうですけど、政府のあらゆる政策に対して、省庁を超えてE B P Mの観点から周りの方にも是非御指導していただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。